グリーン調達ガイドライン

4 版

IDECファクトリーソリューションズ株式会社

2021年3月8日

谷後	森	香井

目次

１．はじめに　1

２．環境方針　2

３．グリーン調達方針　3

４．お取引先様にお願いする事項　4

５．実施時期　5

６．本ガイドラインの問い合わせ先　5

（別途配布資料）

・使用禁止物質リスト　6・7
・使用禁止物質不使用保証書　8
・外部認証取得状況確認書　9
・自主点検リスト　10
・用語説明　11

１．はじめに

地球温暖化の防止、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築、化学物質の管理による環境汚染の防止など、環境保全活動の取組みが企業の社会的責任として重要なものとなってまいりました。

IDECファクトリーソリューションズ株式会社(以下、当社と記す)は、２０１２年４月にＩＳＯ９００１とＩＳＯ１４００１の統合認証を取得し、品質・環境管理体制の構築と環境保全活動の全社展開を行っております。

当社では「活性化された人間集団づくりを通じ、顧客の信頼とニーズを満たし、価値ある製品を提供しつづける」ことを基本経営指針としております。
また、環境基本方針として「持続可能な企業活動を目標に、環境負荷の低減に努めるとともに、お客様に安心いただける製品の提供に心がけます」を掲げていますが、私たちが全員で取組み、お取引先様の協力を得た全体の活動としなくては、この達成はできません。

私たちはお取引様と連携して、より一層の環境対応に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

IDECファクトリーソリューションズ株式会社　品質管理責任者
環境管理責任者
谷後 康弘

２．環境方針

活性化された人間集団づくりを通じ、顧客の信頼とニーズを満たし、価値ある製品を提供しつづける。

□基本方針

私たちは、持続可能な企業活動を目標に、環境負荷の低減に努めるとともに、お客様に安心いただける製品の提供に心がけます。

□行動方針

１．当社に適用される環境関連法規制をはじめとして、当社が同意するその他の要求事項を順守します。
２．環境改善と汚染予防を推進するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組みます。
３．社員全員の環境意識を向上し、周知・啓発を行います。
４．地域との連携を密にして、環境の管理状況について必要に応じて情報開示をしていきます。

□重点方針

１．工場・生産工程の省エネ、省資源、省廃棄化
２．自社製品の省エネ・省資源化設計
３．含有化学物質管理体制の構築

３．グリーン調達方針

３－１．目的

積極的に環境保全活動に取り組んでいるお取引先様と協力し、環境負荷のより少ない資材の調達を推進して、製品の環境負荷の低減を図ることを目的とします。

３－２．適用範囲

本ガイドラインは原則として、当社が調達するすべての資材（材料・部品・ユニット）に適用いたします。これらの中には、第三者に開発・設計・製造を委託する製品、取扱説明書などの付属品、接着剤等の副資材、サービスパーツ、製品の梱包材も含まれます。

３－３．グリーン調達基準

１）調達先の選定

当社は、品質、価格、納期、サービス等に加え、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、資源リサイクルの推進等の環境負荷低減活動を積極的に取り組んでいるお取引先様を優先的に選択して調達します。

２）資材の選定

当社は、次の環境負荷低減に関する項目を満たしている資材を優先的に調達します。

（１）環境に関わる法律に適合していること。
（２）別途定める化学物質の含有量が把握されており、使用禁止物質を含有しないこと。
（３）使用にあたり、騒音、振動、悪臭等が発生しないこと。
（４）小型省資源化、省エネルギー化が図られていること。
（５）リサイクルが容易な材料を用いていること。
（６）梱包材等の資源リサイクルが推進されていること。
（７）資材に関する環境情報を公開していること。
（８）廃棄処分時に環境負荷が低いこと、分別しやすいこと。

４．お取引先様にお願いする事項

当社に納入するグリーン調達指定の製品、部品、副資材、梱包材などに関して、以下の項目に対してのご対応をお願いします。

（１）環境負荷物質の使用禁止と切替の推進
（２）「使用禁止物質不使用保証書」の提出
（３）環境負荷物質使用状況の報告および「エビデンス」の提出
（４）環境品質保証体制の整備

（１）環境負荷物質の使用禁止と切替の推進
納入品に含有する環境負荷物質の把握と法令・指令・規制の順守および客先要求への対応をお願いします。
なお、使用禁止化学物質について、特定ユーザー様からの指定がある場合は、ユーザー規定を優先した対応をお願いする場合があります。

（２）「使用禁止物質不使用保証書」の提出
当グループへの納入に関して「使用禁止物質不使用保証書」の提出をお願いします。

（３）環境負荷物質使用状況の報告および「エビデンス」の提出
納入品の化学物質含有調査依頼に関して速やかな対応をお願いします。
環境負荷物質情報の報告、および「エビデンス」は、添付書式または類似内容の任意書式で提出ください。

（４）環境品質保証体制の整備
納入品の含有化学物質を適正に管理する仕組みの構築をお願いします。
当社では、継続お取引先様に対して、定期的に「品質」[環境」の組織、仕組等につきましてチェックシートに基づくパトロールを行うか、自己評価表のご提出をお願いしております。
①ＱＥパトロールの実施に協力をお願いします。
②ＩＳＯ１４００１などの外部認証取得状況の確認を年１回行いますので回答をお願いします。

＊なお、納入品に禁止物質が含有し、または製造工程において禁止物質が使用されたことを知った場合は、速やかに当社に通知をお願いいたします。

５．実施時期

・平成２４年１１月以降の新規設計製品より適用します。

＊顧客要求品については、上記以前にお願いすることがあります。

６．本ガイドラインの問い合わせ先

◇生産部　調達グループ　◇品質保証部　品質保証グループ

〒491-0074　愛知県一宮市東島町2丁目8番地
TEL:0586-73-8300(代表)　FAX:0586-73-9697
URL：http://www.idec-fs.com

以上

使用禁止物質リスト

使用禁止物質リスト

No.	環境負荷物質	含有濃度閾値	主な法規制	用途・使用例
1	カドミウム及びその化合物	100ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	顔料、 電子材料、めっき、蛍光灯、電極、亜鉛めっき、電池
2	六価クロム化合物	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	顔料、触媒、めっき、染料、表面処理
3	鉛及びその化合物	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC） ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	顔料、塗料、電池材料、光学材料、X 線遮蔽、はんだ材料、めっき、合金、樹脂添加剤、電池
4	水銀及びその化合物	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	蛍光灯、電気接点材料、顔料、抗菌処理、電池
5	四重金属（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀） 包装材中	合計で100ppm未満	・包装及び包装廃棄物に関する指令（94/62/EC）	塗料、顔料
6	ポリ臭化ビフェニール類（PBB類）	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC） ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	難燃剤
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC） ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	難燃剤
8	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	※RoHS2 ポリ塩化ビニル（パッキン、電線外被)の可塑剤
9	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	※RoHS2 可塑剤(接着剤、印刷インクの添加剤)
10	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	※RoHS2 樹脂、シーリング材、アクリル塗料の可塑剤
11	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm未満	・RoHS指令（2011/65/EC）	※RoHS2 可塑剤(セルロイド、ネイルポリッシュ、爆発物、塗料製造)
12	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満（スズ含有濃度）	・化審法（日本）第一種特定化学物質 ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	防腐剤、抗かび剤、防汚塗料顔料、塗料、防腐剤、発泡剤
13	トリブチルスズ類（TBT類） トリフェニルスズ類（TPT類）	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満（スズ含有濃度）	・化審法（日本）第二種特定化学物質 ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	防腐剤、抗かび剤、防汚塗料顔料、塗料、防腐剤、発泡剤
14	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）	意図的添加禁止 かつ50ppm未満	・化審法（日本）第一種特定化学物質 ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	絶縁油、電気絶縁材、可塑剤、塗料溶媒
15	ポリ塩化ターフェニル（PCT類）	意図的添加禁止 かつ50ppm未満	・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	絶縁油、電気絶縁材、可塑剤、塗料溶媒
16	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上）	意図的添加禁止	・化審法（日本）第一種特定化学物質	潤滑材、絶縁材、合成ゴム原料、塗料
17	短鎖型塩化パラフィン（炭素鎖長10～13が対象）	意図的添加禁止 かつ50ppm未満	・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	グリス、金属加工油、可塑剤、難燃剤
18	アスベスト類	意図的添加禁止 かつ1000ppm未満	・安衛法（日本）製造禁止物質 ・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	絶縁体、充填材、断熱材、顔料、塗料
19	特定アミンを形成する アゾ染料・顔料	意図的添加禁止かつ 特定アミンとして30ppm未満	・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	顔料、染料、着色料
20	オゾン層破壊物質	意図的添加禁止	・オゾン層保護法 ・モントリオール議定書	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
21	放射性物質	意図的添加禁止	・原子炉等規制法	測定装置、検出器
22	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS類）	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満	・化審法（日本）第一種特定化学物質 ・ストックホルム（POPs）条約	防水剤、メッキ前処理、泡消火剤、感光剤
23	ジブチルスズ類（DBT類） ジオクチルスズ類（DOT類）	意図的添加禁止かつ 1000ppm未満（スズ含有濃度）	・REACH AnnexⅩⅦ（制限物質）	樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒
24	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加禁止	・化審法（日本）第一種特定化学物質	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤、プラスチック建材

次ページ 【有・無】

使用禁止物質リスト(続き)

No.	環境負荷物質	含有濃度閾値	主な法規制	用途・使用例
25	ジメチルフマレート （フマル酸ジメチル）	0.1ppm未満	・欧州委員会決定の緊急法規 2009/251/EC	防湿材、防カビ剤
26	ホルムアルデヒド	気中濃度0.1ppm未満	・ドイツ　化学品禁止規則 ・デンマーク　ホルムアルデヒド規制	
27	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加禁止	・化審法（日本）第一種特定化学物質	
28	ヘキサブロモシクロドデカン （HBCDD）	意図的添加禁止	・ストックホルム条約（POPs条約）	難燃剤（発泡ポリスチレンとポリウレタン、およびある種の繊維に使用）
29	フッ素系温室効果ガス （PFC、SF、HFC）	意図的添加禁止	・EU規則（EC）No842/2006	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤
30	パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩およびそのエステル	意図的添加禁止かつ 部品中1000ppm以下	・ノルウェー規則 ・米国PFOA自主廃絶プログラム ・REACH（EC）No1907/2006	金属めっき、洗剤、消火剤
31	多環芳香族炭化水素（PAH）	1ppm未満であること	・REACH規則（EC）No1907/2006 ANNEX XVII	錆止、離形剤、殺虫剤、殺菌剤、虫よけ剤、防腐剤、潤滑油、伸展油
32	塩素系有機洗浄剤	製造工程での使用禁止	・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・労働安全衛生法	洗浄、溶媒
33	塩化コバルトⅡ	乾燥剤での使用禁止	・PRTR法 ・REACH規則（EC）No1907/2006	湿度インジケーター
34	ハイドロクロロフルオロカーボン （HCFC）	意図的使用禁止	・米国大気浄化法 ・EU ODS規則	
35	塩化リン酸エステル系難燃剤 トリス(1,3-ｼﾞｸﾛﾛ-2-プロピル)ホスファースト(TDCPP)	1000ppm未満	米国国内法(自治体法を含む)	
36	塩化リン酸エステル系難燃剤 トリス(2-クロロエチル)=ホスファースト (TCEP)	1000ppm未満	米国国内法(自治体法を含む)	
37	塩化リン酸エステル系難燃剤 トリス(1-ｸﾛﾛ-2-プロピル)=ホスファースト(TCEP)	1000ppm未満	米国国内法(自治体法を含む)	
38	デカブロモジフェニルエーテル	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法 （TSCA）第 6 条	
39	フェノールイソプロピレーテッドフォスフェート(3:1)（リン酸トリス）	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法 （TSCA）第 6 条	難燃剤
40	2,4,6-tris(tert-ブチル)フェノール	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法 （TSCA）第 6 条	ゴム製品剛性率向上の添加剤
41	ヘキサクロロブタジエン	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法 （TSCA）第 6 条	ゴム化合物を含む中間体
42	ペンタクロロチオフェノール	意図的添加禁止	米国有害化学物質規制法 （TSCA）第 6 条	

Ver.4

・意図的添加とは品の機能や外観、製品をつくる上での加工性等、特性や品質を与える為に、意図的に対象の化学物質やそれを含むものを加え、最終的に製品に残存することをいいます。

・含有濃度は、均質材料の質量を分母とした濃度とします。

・化合物の内容や適用除外項目については各規制を確認してください。

使用禁止物質不使用保証書

年　　月　　日

ＩＤＥＣファクトリーソリューションズ株式会社　行

使用禁止物質不使用保証書

社　印

会社名　　：
住所　　：
役職・職位：
署名　　：
ＴＥＬ　　：
ＦＡＸ　　：

弊社は、ＩＤＥＣファクトリーソリューションズ株式会社に納入している下記の原材料、部品に及び部材に関して、使用禁止物質リストで定める使用禁止物質が適用除外での使用を除き、含まれないこと（最大許容値以下であること）を保証します。但し、納入品に下記の記する化学物質の含有が判明した場合には速やかに報告をいたします。

［使用禁止化学物質および使用禁止制限物質］

No.	化学物質群	No.	化学物質群
1	カドミウム及びその化合物	22	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS 類）
2	六価クロム化合物	23	ジブチルスズ類（DBT 類）ジオクチルスズ類（DOT 類）
3	鉛及びその化合物	24	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-ｔｅｒｔ-ブチルフェノール
4	水銀及びその化合物	25	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）
5	包装材中の四重金属（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀）	26	ホルムアルデヒド
6	ポリ臭化ビフェニール類（PBB 類）	27	ヘキサクロロベンゼン
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	28	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD 又は HBCDD）
8	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	29	フッ素系温室効果ガス（PFC、SF_6、HFC）
9	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	30	パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩およびそのエステル
10	フタル酸ジブチル(DBP)	31	多環芳香族炭化水素（PAH）
11	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	32	塩素系有機洗浄剤（製造工程での使用禁止）
12	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）	33	塩化コバルトⅡ（乾燥剤での使用禁止）
13	トリブチルスズ類（TBT 類）トリフェニルスズ類（TPT 類）	34	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）
14	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）	35	塩化リン酸エステル系難燃剤トリス(1,3-ｼﾞｸﾛﾛ-2-プロピル)ホスファースト(TDCPP)
15	ポリ塩化ターフェニル（PCT 類）	36	塩化リン酸エステル系難燃剤トリス(2-クロロエチル)=ホスファースト(TCEP)
16	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が１以上）	37	塩化リン酸エステル系難燃剤トリス(1-ｸﾛﾛ-2-プロピル)=ホスファースト(TCEP)
17	短鎖型塩化パラフィン（炭素鎖長 10～13 が対象）	38	デカブロモジフェニルエーテル
18	アスベスト類	39	フェノールイソプロピレーテッドフォスフェート(3:1)（リン酸トリス）
19	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	40	2,4,6-tris(tert-ブチル)フェノール
20	オゾン層破壊物質	41	ヘキサクロロブタジエン
21	放射性物質	42	ペンタクロロチオフェノール

［対象製品または部品］

No.	品目名称	型番・規格	メーカー名	エビデンスの有無
1				
2				
3				
4				

次ページ【有・無】

Ver 4

外部認証取得状況確認書

作成　　年　　月　　日

貴社名			
管理部署・責任者			
窓口担当者			
Eメールアドレス			
郵便番号・住所			
TEL		FAX	

ISO14001の認証取得状況・計画について、下表の該当する番号を〇で囲み、
必要項目をご記入ください。

ISO14001認証取得状況

取得状況・計画	事業所名	対応納入品	取得年月日 取得予定日	登録番号 登録機関
認証取得済み				
今後、認証取得予定				
認証取得の計画なし				
エコアクション21 等の他の環境認証 取得済み				

Ver 4

自主点検リスト

環境負荷物質管理体制の自主点検リスト	＜評価＞	＜採点＞	作成日		
	要求事項を満たしている。	２点	貴社名		
	要求事項の一部に不十分な点がある。	１点	部署名		tel:
	要求事項を満たしていない。	０点	担当者		E-mail:

ISO 14001:2015 要求事項	要求事項			判定基準	採点	備考(関連するドキュメント)
法的及びその他の要求事項	管理基準の明確化		製品含有化学物質に関し、社内規定・標準等で遵守するべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。	顧客からの要求基準を明確にし、関連部門に伝達するルールが確認できる。		
				宣言書、要求基準、教育状況を記録で確認できる。		
資源・役割、責任及び権限	責任と権限の明確化		製品含有化学物質管理における責任と権限を社内規定等で明確にし、関連部門に伝達していること。	全体責任者と部門責任者が明確になっている。		
				関係者への周知徹底が確認できる。		
運用管理	製品の設計・製造		製品(半製品・部品)を製造する際、原材料の含有化学物質情報を確認し、管理基準を満たすように製品およびその製造工程を設計していること。	製造工程、製造条件、使用材料、検査、出荷条件を示す仕様書・図面・指示書類がある。		
				材料、資材、半製品、製品の含有化学物質情報を示す、エビデンスが保管されている。		
	購買管理					
		含有化学物質情報の入手・確認	購入品の含有化学物質情報を入手し、管理基準に適合していることを確認していること。	購入する材料、資材、半製品、製品の含有化学物質情報を示す、エビデンスが保管されている。		
		仕入先の管理状況の確認	仕入先の製品含有化学物質管理の状況を確認していること。	仕入先から非含有宣言書とエビデンスを入手している。		
		受入確認	受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。	受け入れに関するルール(判定方法、記録など)がある。		
				受入確認(適合状態)結果を、記録で確認できる。		
	工程管理					
		誤使用・混入の防止	管理対象とする化学物質の誤使用・混入防止対策を実施していること。	管理対象工程とそれ以外の工程を識別している。		
				管理対象工程用の治工具、設備を分離している。		
				管理対象工程で、部材、仕掛品、完成品を識別している		
		生産委託先の管理	生産委託先の管理を適切に行っていること。	委託先に文書で要求内容を具体的に伝え、順守を確認している。		
	変更管理		製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定めていること。	工程変更に関するルールがある。		
				変更履歴を確認できる文書がある。		
				工程変更を、納入先に通知するルールがある。		
				工程変更を通知した記録文書がある。		
監視及び測定	出荷時の確認		規定された確認事項がすべて実施されたことを確認してから製品を出荷していること。	出荷時に、基準に適合した製造条件の生産品であることを確認している。		
	トレーサビリティ		製品のトレーサビリティを確実にしていること。	個々の製品について、製造時期、構成部材、製造場所、含有化学物質などの情報を把握し、記録を残している。		
不適合並びに是正処置及び予防措置	不適合時の対応		不適合品発生時の対応処置(応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等)のルールを定めていること。	不適合発生時の対応ルールがある。		
				不適合発生時、ルールに従い適切な対応を行った記録がある。		
				不適合発生時、納入先への情報提供のルールがある。		
				不適合発生時、ルールに従い適切な対応を行った記録がある。		
文書及び記録の管理	文書及び記録の管理		製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録について、適切に作成・保管していること。	記録保管(記録の種類、期間など)のルールを確認できる。		
				含有化学物質管理の運用記録(含有化学物質情報、受入確認・出荷確認データ)がルールに従い保管されている。		
				合計(点)		100点満点換算値

Ver4

用語説明

用語	説明
ＲｏＨＳ	電気電子機器に含まれる特定有害物質使用制限に関するＥＵ（欧州連合）指令 (Restriction of Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)
ＲＥＡＣＨ	化学物質の登録、評価、承認および制限に関する規則 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)
化審法	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称。 人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。
使用禁止物質	法令、業界基準、取引契約（グリーン調達ガイドライン含む）などで使用（含有）を禁止した化学物質。
閾値 （しきいち）	この値以上は禁止、未満は認められる。均質材料中の重量比で定義される。
均質材料	機械的に分離できない材料とし、さらに「組成全体が均一な材料」で、 例として、 プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、合金、紙、樹脂、コーティングなど
意図的含有	部品、材料等に含有される物質が、機能を得る目的をもって含有されていること。
非意図的混入	部品、材料等に含有される物質が機能を得る目的で添加されたものではないもので、 合理的な製造工程で含有が回避できないもの。不純物と同義語。
使用禁止物質 不使用保証書	環境負荷物質の非使用（ＥＵ　ELV/ＲｏＨＳ指令などに適合する）を保証する書面 （責任者の承認があるもの） ＝　不適合の製品は納入しないことを，約束いただくもの。
エビデンス	証明データ、資料　(evidence)
ISO14001外部認証	組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格。
エコアクション２１	全ての事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、 環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、 その結果を社会に公表するための方法について環境省が策定したガイドラインです。
環境負荷物質管理体制の自主点検シート	環境負荷物質管理体制の整備のための自己点検表
ＱＥパトロール	品質（Ｑ）・環境（Ｅ）パトロールの略称 品質管理状態の確認と同時に、環境管理状態の確認を行います。
ＳＤＳ	「安全データシート」のSafety Data Sheetの頭文字をとったもので、事業者が化学物質及び化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡・提供する際に交付する化学物質の危険有害性情報を記載した文書のことです。
chemSHERPA	製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム （Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain） 製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するため経済産業省主導で2015年10月からスタートさせたデータ作成支援ツール。